

統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合（第4回） 議事概要

1 日時：平成25年7月19日（金）14:00～17:20

2 場所：中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出席者

【委員】

津谷委員（座長）、安部委員、北村委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府男女共同参画局、総務省統計局、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、日本銀行、愛知県、京都府

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、清水参事官、廣瀬調査官、ほか
総務省政策統括官（統計基準担当）付：山田統計審査官、澤村企画官、ほか

4 議事次第

（1）具体的な項目の審議

- ① 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備
- ② 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備
- ③ 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備
- ④ グローバル化の進展に対応した統計の整備
- ⑤ その他（国勢調査、犯罪被害実態調査）

（2）その他

5 議事概要

（1）具体的な項目の審議

① 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

（ア）非正規雇用の実態等を的確に把握するための関係統計整備

非正規雇用の実態等を的確に把握するための関係統計整備について、厚生労働省から資料1に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 雇用構造調査について、毎年、調査設計を固定して時系列比較を可能にするということは、毎年の対象事業所の抽出規模は同じになるということで良いか。
→ 予算や調査目的の制約はあるが、同じ水準の規模で揃えたいと考えている。

◎ 本事項については、現行基本計画に掲げられた所期の目的に沿った取組が行われているものと評価したい。また、新たに発展・充実を図るべきとの意見もないので、削除または整理、統合する方向で整理したい。

(イ) 同一企業内での雇用形態の転換

同一企業内での雇用形態の転換について、厚生労働省から資料2に基づき説明が行われた。また、総務省統計局から検討状況について報告があり、その後、審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 雇用動向調査において、定年を迎える者は、「雇用期間の定めなし」となるはずだが、定年という定めがあるため、「雇用期間の定めあり」と解釈されるおそれがあるのではないかと。
- 定年が適用されるものは、「雇用期間の定めなし」と整理しており、記入者からの照会の際もそのように回答している。
- ・ パートタイム労働者総合実態調査の過去の数値をみると、「雇用期間の定めなし」が必ずしも正社員ではなく、呼称で非正規と呼ばれる労働者にも「雇用期間の定めなし」（無期）がかなりいるという結果だったと思う。したがって、雇用動向調査（雇用期間の定め有無）と労働力調査（呼称）で数値の整合性チェックが必要ではないかと。
- ご指摘どおり、雇用動向調査は、雇用期間と労働時間の長さを基準として常用労働者を把握しており、呼称を基準とした統計とは整合しない。

◎ 本事項については、厚生労働省の取組は、現行基本計画に掲げられた所期の目的に沿ったものと評価したい。また、総務省統計局において、労働力調査による把握可能性の検証の取組についても評価したい。

次期基本計画における本項目の取扱いについては、この検証状況などを引き続き注視していくこととし、整理案を示すこととしたい。また、「雇用期間の定め」の有無や、労働時間の長短及び呼称などについてはタスクフォースで整理することとしたい。

(ウ) 雇用動向調査等を用いた雇用創出・消失指標の推計・公表

雇用動向調査等を用いた雇用創出・消失指標の推計・公表について、厚生労働省から資料3に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 事業所母集団データベースについては、過去の部会で検討した際に雇用保険の情報では事業所の廃止が把握しきれないという結果が出ていると聞いており、雇用の消失は補足しきれないのではないかと。
- ・ 今回の対応はあくまで試算である。現実的には消失の把握は難しいと考えられ

るが、今回の試算データの蓄積を待って、どのような動きをするのか注視する必要がある。

- ◎ 雇用消失についての把握は、難しい面もあり、今後もトレンドを見ることとしたいが、前向きに取り組まれていることから、現行基本計画の所期の目的に沿った取組が行われたものと評価したい。

(エ) ハローワーク以外の求人数の把握方法の検討

ハローワーク以外の求人・求職活動を含めた労働需給動向を把握する検討の一環として、労働経済動向調査による未充足求人数の把握状況について、厚生労働省から資料4に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 雇用動向調査で1年に1回把握していた未充足求人数を、労働経済動向調査において把握することにより、四半期毎に労働需給動向の提供が開始された点は評価したい。一方で、労働需給動向をよりの確に把握する観点からは、ハローワークの業務統計に改善の余地がないかを検討することも重要な点である。
- ・ むしろハローワークを通さない、民間ベース等の求人・求職数の比率が増加していることを踏まえると、ハローワークのデータ以外も含めた全体像を把握する必要があるという趣旨ではないか。
- ・ ハローワークの業務データの集計について、就業する都道府県別での集計ではなく、求人を受理した都道府県別での集計となっている問題も含め、出来る限りの確な労働需給を把握する統計を蓄積する必要がある。

- ◎ 本事項については、現行基本計画に掲げられた所期の目的に沿って、一定の取組がなされているものと評価したい。しかし、次期基本計画における本事項の取扱いについては、経済動向の指標として重要であり労働の需給のバランス等を考える上で必要なことから、指摘のあった点も踏まえて整理して示すこととしたい。

(オ) 労働力調査におけるフローデータの集計・公表

労働力調査において、1年目から2年目の就業状態、離職の有無、転職の有無等の変化等の状況の分析指標の推計・作成状況について、総務省統計局から資料5に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ フローデータの検証に当たりマッチングに使用したキーには氏名が含まれていないということだが、そもそも電子データとして氏名は入力されるのか。
→ 入力していない。
- ・ フローデータのマッチングのキーは、将来的にマイナンバーを記録することに

より可能になるのではないか。

→ 将来的な活用について、第3ワーキンググループでも議論いただいているが、現時点では難しいという理解である。

◎ フローデータの検証結果によれば、各種キーによるマッチングを試みても、15～34歳の非継続率は27.4%と高い割合を示している。

この検証結果からみて、労働力調査は住戸単位の調査であり、若年層を中心に転居による影響を受け、1年間の労働状態の変化を正しく表す指標とすることは、困難との結論はやむを得ないものと考えられる。このため、現行基本計画に掲げられた所期の目的に沿った取組が行われたものと評価したい。

(カ) 労働統計の整備について

・ 現在ILOでは、就業、失業等に関するILO決議(1982年)の見直しを予定しており、その主な論点として失業者の定義の見直しを検討しているとのことであるが、その状況を説明してほしい。

→ ILO決議の見直しの検討が現在行われており、平成25年10月には新たな決議が行われる予定である。その中で、失業者の定義の基準となっている求職活動期間等については、我が国では「過去1週間」としているが、「参照週1週間を含めた4週間又は1か月間」と提案され、就業可能期間についても我が国では「すぐに就くことができる」としているが、「参照週1週間とその後1週間又は2週間」と提案されている。また、失業率を補うものとして新たに未活用労働力などを明らかにする指標の作成が検討されている。

・ 完全失業率に関しては、国際比較が容易になることなどを考慮して、次期基本計画においても議論すべきものとする。

◎ 就業、失業等に関するILO決議の見直しについては、その動きを注視し、次期基本計画に盛り込む方向で、整理案を示すこととしたい。

(キ) ジェンダー統計について

・ ジェンダー統計については、第2回会合で審議が行われ、具体的な改善事項を明示するよう求めていたことを受け、内閣府男女共同参画局から資料6に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

・ 男女別に把握、集計されていない統計の多くは、業務統計だが、業務統計については、施策を行っている部局が保有している情報であり、収集の段階に統計委員会としてどこまで男女別把握を要求していくことが出来るかは微妙である。一般論として統計委員会として言えることもあるかもしれないが、まず、各部局に意識を変えてもらうよう内閣府男女共同参画局から働きかけの努力をしてもらう

ことが必要ではないか。

- ・ 統計委員会の各部会における個別の諮問審議の中で、男女別表章をしていないものがあれば、可能な限り表章をお願いする方法もある。資料をみると、統計委員会の審議対象ではないが、男女別表章の充実が必要と思われる事項もあるので、出来れば第3ワーキンググループで検討をしていただけたらと思う。

→ 統計委員会としての審議対象は基幹統計であり、一般統計や業務統計を正面から、統計委員会が審議する仕組みにはなっていない。

- ◎ 男女局提出の資料では基幹統計における男女別表章の充実は求められていない。一般統計については、ほとんどの統計において男女別表章を行っているが、2, 3の統計において充実が求められている。これらの一般統計については、報告者の負担等も考慮の上、実施者の判断においてその必要性を検討すべきと考える。

また、業務統計については、該当する業務報告に性別が存在する場合は集計を促す、性別が存在しない場合は、内閣府男女共同参画局が働きかけるなどの対応をお願いしたい。ジェンダー統計については、今回の審議結果において推進する必要性を記述する方向で考えたいが、第2ワーキンググループだけの課題ではないため、基本計画部会に報告をしたい。

② 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

(ア) 学校教育段階から就職活動までを的確に捉える統計

学校教育段階から就職活動までを的確に捉える統計について、文部科学省から資料7に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 省内の検討会報告の中で、「学力とリンクさせた縦断調査を行うことが望ましい。」とあるが、具体的にはどのようなリンクを考えているのか。

→ 全国学力・学習状況調査とのリンクが考えられるが、個人の識別情報を保持していないなどの問題があり、代替的措置を含めて検討しているところ。

- ・ 検討会で課題を整理し、今後省内における検討を進めるということだが、その検討結果の取りまとめ時期はいつ頃か。

→ 検討会を今年6月に終えたばかりなので、現段階では取りまとめ時期は明示することは困難である。

- ・ この調査については、結論を得るに至っていないが、大きな課題であり、次期基本計画に向けた検討課題と考えている。調査実施者としては、どのように考えているのか。

→ 予算の確保も必要であり、省内の各種施策との関連や優先度等についても今後整理が必要である。

- ・ 厚生労働省の 21 世紀出生児縦断調査との連携が議論されているようだが、この点について厚生労働省から何かコメントはあるか。
- 基本的には出来る限りの協力をしたい。今年度の調査企画については、文部科学省に相談をしており、今後とも連携を図りたい。
- ・ 学校教育段階から就職活動の時期はとても重要な時期であり、厚生労働省と連携し、検討を進めてほしい。
- ◎ 本項目は、次期基本計画に盛り込む方向で整理したい。その取扱いについては今後、相談させていただく。

(イ) 社会教育調査に関する状況変化の確認

社会教育調査に関しては、平成 26 年度調査の実施が見送られたことから、その状況について、文部科学省から資料 8 に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 教育をめぐる制度の見直しを行っているため、調査の時期を延期するということであるが、こういう例での延期はあるのか。
- 震災等の影響で延期した例はあるが、こういう例はあまりない。
- ・ 調査年の周期が変わることにより連続性に問題はないのか。
- 調査の延期については、それらも勘案して、委員長や関係する委員の御意見も踏まえて延期はやむを得ないと判断した。
- ・ 施設の法的な位置づけが変わることになるなど状況が変わっていく中で、今後、利用形態や運営状況などを調査の重点にすることも課題ではないか。そういう意味では平成 27 年 10 月の調査は新しい統計の出発点だと考えていただければと思うが、平成 27 年に調査実施が可能か心配な点もある。
- 中教審での審議とそれを受けた国や地方公共団体の対応状況によっては、平成 27 年 10 月は、制度移行の途上での調査になる可能性もある。利用者層の把握も検討課題であるが、例えば公民館などは大きさも区々であり、どのように把握するかといった課題もある。
- ・ 統計というのは、経済や社会の動きを把握するものであり、制度や政治によってそのとり方が影響されるというのはいかがなものか。統計利用者も制度の変更前後による影響を見たいのではないか。
- ・ 今回の延期は、実施経路である教育委員会の見直しなど、調査の系統や方法が変わってしまうことによるものである。
- ◎ ご指摘のあった利用、運営状況に加え、前回答申の際の今後の課題で示されている「生涯学習」という広い視座に立った社会教育に関する統計の整備についても検討課題ということで整理したい。なお、次期基本計画の期間中に諮問が行わ

れる予定でもあり、次期基本計画に盛り込む方向で整理することとし、その取扱いについては、今後、相談させていただく。

(ウ) いじめ等に関する事項を含む統計調査の比較可能性の向上

いじめ等に関する事項を含む統計調査の比較可能性の向上について、文部科学省から資料9に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 説明によると、暴力行為発生件数の都道府県間比較には、約2倍の差があり、計上の仕方にばらつきがあるため、都道府県に実態把握の徹底を指示したとのことであるが、平成23年度においてもばらつきが広がっているように見えるが、今回の対応で十分なのか。
- 各都道府県に対する指導の徹底や、文部科学省における精査により、最近は、ばらつきも縮小している。
- ・ 関係者におけるいじめの報告に対する考え方も影響していると考えられるので、認識を合わせた上で調査を実施すべきである。
- ・ 都道府県のばらつきについては、平成21年から24年の間にどのような動きをしたのか具体的な数値を見てみないとその効果がわからない。可能であれば、次回示していただきたい。
- ご指摘を踏まえ、関連する数値を整理して提出させていただきたい。
- ◎ 本事項については、通知の発出、調査の手引きの見直しを図るなど改善に努めていることは評価したい。ばらつきについては、次回（8月26日）に具体的なデータを確認することとするが、現行基本計画に掲げられた所期の目的に沿った取組が行われているとの方向で整理したい。

(エ) 学習費調査における塾への通学頻度や進路希望の項目追加

学習費調査における塾への通学頻度や進路希望の項目追加について、文部科学省から資料10に基づき説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 学習費調査と21世紀出生児縦断調査は、対象もサンプルリング方法も異なると思われるが、分析に問題はないのか。
- 調査対象も重複するため傾向をつかむという意味では問題ないと考えている。
- ・ 進路希望によって塾に行かせるという判断もあると思うので、できれば同じ調査でリンクした方が良いと思うが、同じ項目をとると調査の重複という問題も発生する。

- ・ 21世紀出生児縦断調査は、1学年しか見ていないので、学年によって状況が異なる。例えば中学3年生の学習費が他の学年と比べて多いなどが考えられる。
これでは、十分な分析ができないのではないかと。また、この資料によれば、縦断調査で把握している項目は回数だけとなっているが、時間についても必要と考えられる。
 - ・ 外部有識者の検討会では、学年別に塾の通塾頻度等について把握する必要性について議論はなかったのか。
- その点の議論は明確ではなかった。ご指摘の点は考えたいが、学校を通じた調査は保護者への負担など厳しい問題もあることから、既に把握されているデータがあればそれを利用する方向で考えたい。
- ・ 学習費調査は、費用の把握に重点を置いており、それを充実していく方向で議論されていたと記憶しているが、平成26年度調査に向けてこれが最終決定ではないので再検討の余地はあると思う。
 - ・ 学習費を見るときに、世帯や家族の状況も調査項目に付け加えるとより深い統計分析が可能になると考える。
- 検討させていただきたいが、子どもの学習費調査は1年間、家計の出費を記録していただくことになり報告者に負担が大きいとの声を聞いている。そのような状況であることはご理解いただきたい。
- ◎ 学習費調査については、自己評価は「実施予定」とされているが、まだ、調査も行われていないことから、次期基本計画においても引き続き取組が必要との方向で整理させていただき、ご指摘の点については、今後検討していただく。

(オ) 船員労働統計における学歴等の把握

船員労働統計の学歴の把握及び外国人船員に関する調査内容や集計事項の充実について、国土交通省から資料11-1、11-2により説明が行われ、その後審議が行われた。主な質疑、意見は次のとおり。

- ・ 海技士免許の資格と経験年数は把握しているのか。
- 船員異動状況調査で把握している。
- ・ 外国人船員の海技士免許の取得状況は把握しているのか。
- 把握していない。外国人船員が職員として船舶に乗り込む場合、国際条約において認められた資格等を得ていればよいとの扱いとなっている。
- ・ 船員労働統計は毎月勤労統計からも外れている。一律に扱うのは難しいことから現時点ではこの整理でやむを得ないと考えますが、中長期的には現在の統計体系を維持するかについて検討する必要がある。
- ◎ 外国人船員が増えている中で、雇用統計としての扱いについて指摘があったが、

この点は、中長期的課題として付記することとし、学歴については「実施困難」との自己評価を妥当と整理したい。

(2) その他

住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数の集計（第3回の補足審議）について、事務局から確認内容を報告し、審議が行われた。

- ・ 前回の審議で課題とされたのは、住民基本台帳に基づく集計が1月1日現在で行われることであったが、懸念された10月1日現在推計人口には別途、毎月のデータから必要な項目が利用されており問題は生じない。また、将来推計人口と10月1日現在推計人口との間で名称が似ていたため、前回の審議では混乱が生じていた。（事務局）

- ◎ 第3回の議論では、市町村作成システムの1月1日現在の把握は適切ではないのではないかとの意見が出されたが、将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所作成）の参考資料としては1月1日で適切である。

また、10月1日現在推計人口とは関係ないことが明らかとなったので、第3回の議事録はそのままとするものの、「実施済」は妥当と変更することとしたい。

《その他》

- ・ 次回は、タスクフォース会合で、テーマは「従業上の地位」、7月31日（水）14時から開催することとなった。また、新たに第5回会合として、8月26日（月）16:30から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>